

令和5年度 指定障害福祉サービス 事業者等集団指導

障害児通所支援事業所等

(児童発達支援・放課後等デイサービス・
保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援)

令和6年1月12日

船橋市役所 福祉サービス部

指導監査課 指導監査第一係

目次

1. 指導監査について	6
(1) 指導について.....	6
(2) 監査について.....	6
2. 基準等(総論)	7
(1) 基準等について	7
(2) 独自基準について	7
(3) 報酬の算定基準について	8
3. 人員配置基準及び設備基準について	9
(1) 各サービスの主な人員配置及び設備基準について.....	9
(2) 児童発達支援管理責任者について.....	13
(3) 児童指導員又は保育士の配置について.....	19
(4) 児童指導員、障害福祉サービス経験者の資格要件について	21
4. 運営基準について	22
(1) 内容及び手続の説明及び同意	22
(2) 提供拒否の禁止	23
(3) サービス提供困難時の対応	23
(4) サービスの提供の記録	23
(5) 指定障害児通所支援等事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	24
(6) 障害児通所給付費等の額に係る通知等.....	25
(7) 障害児通所支援の取扱方針	26
(8) 支援計画の作成等.....	26
(9) 児童発達支援管理責任者の責務	28
(10) 運営規程	28
(11) 勤務体制の確保等	29
(12) 業務継続計画の策定等	31
(13) 定員の遵守.....	32
(14) 非常災害対策	34
(15) 安全計画(令和6年4月1日より義務化).....	36
(16) 自動車を運行する場合の所在の確認(令和6年4月1日から義務化).....	38
(17) 衛生管理等.....	39
(18) 掲示	40
(19) 身体拘束等の禁止	40
(20) 虐待等の禁止	42
(21) 秘密保持等.....	44

(22) 苦情解決	45
(23) 事故発生時の対応	45
(24) 会計の区分	47
(25) 記録の整備	47
5. 請求に関する基準(基本報酬・加算算定要件等)	48
(1) 児童発達支援給付費の区分(※児童発達支援センターは除く)	48
(2) 放課後等デイサービス給付費の区分	48
(3) 医療的ケア児を支援した場合の報酬の取り扱いについて	48
(4) 児童指導員等加配加算	49
(5) 専門的支援加算	51
(6) 福祉専門職員配置等加算	53
(7) 看護職員加配加算(※主として重症心身障害児を受け入れる事業所に限る)	54
(8) 送迎加算	54
(9) 家庭連携加算	55
(10) 事業所内相談支援加算	55
(11) 利用者負担上限額管理加算	56
(12) 欠席時対応加算	56
(13) 特別支援加算	57
(14) 強度行動障害児支援加算	58
(15) 個別サポート加算	58
(16) 延長支援加算	59
(17) 医療連携体制加算	59
(18) 保育・教育等移行支援加算	61
(19) 関係機関連携加算	61
(20) 福祉・介護職員処遇改善加算	63
(21) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	64
(22) 福祉・介護職員等ベースアップ支援加算	65
(23) 児童発達支援管理責任者欠如減算	66
(24) 個別支援計画未作成減算	66
(25) その他減算措置について	67
6. その他の基準等	68
(1) 変更の届出	68
(2) 加算の届出	69
(3) 届出書類等の提出期限	70
(4) 虐待の未然防止・早期発見について	70
7. 連絡事項等	72
(1) メールアドレスや電話番号を変更する場合	72

(2) 消防法令適合状況の確認について.....	72
(3) 文書の取扱いについて.....	73
(4) 業務管理体制の整備について.....	73
(5) 業務管理体制の確認検査について.....	74
(6) 障害福祉サービス等情報公表制度について.....	75

—本資料内の読み替え—

法

児童福祉法(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)

通所基準

船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和 5 年 3 月 28 日船橋市条例第 14 号)

基準省令

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年 2 月 3 日 厚生労働省令第 15 号)

通所基準解釈通知

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号)

通所報酬告示

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号)

報酬留意事項通知

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号)

1. 指導監査について

(1)指導について

法第 57 条の 3 の 2 の規定に基づき、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的として、指定障害児通所支援事業者等について行います。

①集団指導

市が指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者に対して、障害児支援給付費等に関して必要があると認めるときに、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う指導。概ね年に 1 回実施。

②実地指導

市が指導の対象となる指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児支援給付費等に関して必要があると認めるときに、当該障害児通所支援事業者等の事業所等において実地にて行う指導。概ね 3 年に 1 回実施。

(2)監査について

法第 21 条の 5 の 22 から第 21 条の 5 の 24 及び第 24 条の 34 から第 24 条の 36 までの規定に基づき、行政上の措置(勧告等)に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は障害児支援給付費等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることにより、障害児支援給付費等に係る障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的として行います。

<監査実施後の流れ> ※監査において指定基準違反等の事実が認められた場合
監査実施

↓

勧告(期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告します)

↓

改善結果報告の提出

※正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合は、命令等の行政指導や、指定の取り消し等の処分を行う場合もあります。

※監査時の虚偽の答弁が判明した場合には、より重い行政処分等を行う可能性があります。

2. 基準等(総論)

(1) 基準等について

指定障害児通所支援事業者等は、市条例や厚生労働省令に規定される運営基準を遵守する必要があります。

また、指定基準の解釈については、国の解釈通知に準じます。

なお、本基準等は事業の指定を受けるにあたっての最低基準となります。事業所の運営を行うにあたっては、必要に応じて適切な措置を講じてください。

	指定基準	指定基準解釈通知
障害児通所支援	船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和5年3月28日船橋市条例第14号)	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)
障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第23号)

該当の条例・省令については下記のホームページよりご覧ください。

【条例】<https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/005/p026897.html>

【省令】<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

(2) 独自基準について

市条例は、厚生労働省令を基準として市が制定したものです。厚生労働省令の基準との相違は以下の通りです。

非常災害対策に係る基準

概要

非常災害対策の具体的計画の周知範囲を、現行の「従業者」から「利用する障害児及びその家族等」までに拡大する。

根拠

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、障害者が通所していた施設から帰宅することができなくなるケースが発生しました。

入所・通所系の施設では自宅や家族の元から離れた場所で介護等を受けているため、被害を受けた際の避難の方法や家族への連絡体制などを日頃から整備し、職員のみならず、入所者及びその家族等へ十分周知しておくことが不可欠です。このため、船橋市では周知範

困を利用する障害児及びその家族等へ拡大することを規定する基準を独自基準として追加
しています。

なお、事業所の運営規程において非常災害対策が位置付けられている事業所におかれましては、周知範囲が利用する障害児及びその家族等までとなっているか確認し、必要に応じ見直してください。

.....
(3)報酬の算定基準について

基本報酬や各種加算の算定基準については、厚生労働省の報酬告示等により規定されています。

また、算定基準等にかかる解釈については留意事項通知によります。

	報酬告示	留意事項通知
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項
障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)	について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号)

3. 人員配置基準及び設備基準について

(1)各サービスの主な人員配置及び設備基準について

児童発達支援(児童発達支援センター以外)

人員 基準	従業者	児童指導員又は 保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上は常勤 ・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 <ul style="list-style-type: none"> ①障害児の数が10人まで 2人以上 ②10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含めることができる ・半数以上が児童指導員又は保育士であること
		児童発達支援 管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
		看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務との兼務可)	
<p>※ 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合の従業者については、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>※ 主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準については、別に定められており、次の①～⑤につき各々1人以上配置することとされている。</p> <p>①嘱託医、②看護職員、③児童指導員又は保育士、④機能訓練担当職員(機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる)、⑤児童発達支援管理責任者</p>			
設備 基準	<p>指導訓練室(1名あたり3㎡を基本とする)には、訓練に必要な機械器具等を備えること</p> <p>その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること</p>		
定員	<p>10人以上</p> <p>※ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる</p>		

児童発達支援(児童発達支援センター)

人員 基準	従業者	嘱託医	1人以上
		児童指導員及び 保育士	・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含めることができる ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上 ※半数以上が児童指導員又は保育士であること
		栄養士	1人以上 ※障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる
		調理員	1人以上 ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
		児童発達支援 管理責任者	1人以上
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
		看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務との兼務可)	
<p>※ 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合の従業者については、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>※ 主として難聴児を通わせる場合の従業者については、上表の人員に加え、「言語聴覚士」を指定児童発達支援の単位ごとに4人以上配置することとされている。</p> <p>※ 主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者については、上表の人員に加え、従業者とは別に「看護職員」「機能訓練担当職員」を各々1人以上配置することとされている。</p>			
設備 基準	指導訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員は、おおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上 ・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く 	
	遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上 ・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く ・主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる 	
	屋外遊戯場、医務室、相談室	主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる	
	調理室、便所		
	静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合	
	聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合	

	その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等
定員	10人以上 ※ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

居宅訪問型児童発達支援

人員 基準	訪問支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援を行うために必要な数 ・障害児について、介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士等
	児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者であること)
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可)
設備 基準	専用の区画	<ul style="list-style-type: none"> ・専用の事務室が望ましい(他の事業と同一の事務室も可) ・利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する
	その他、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること	

保育所等訪問支援

人員 基準	訪問支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援を行うために必要な数 ・障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士等
	児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者であること)
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可)
設備 基準	専用の区画	<ul style="list-style-type: none"> ・専用の事務所が望ましい(他の事業と同一の事務室も可) ・利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する
	その他、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること	

放課後等デイサービス

人員基準	従業者	児童指導員又は保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上は常勤 ・合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 <ul style="list-style-type: none"> ①障害児の数が10人まで 2人以上 ②10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含めることができる ・半数以上が児童指導員又は保育士であること
		児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
		看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務との兼務可)	
<p>※ 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合の従業者については、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>※ 主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準については、別に定められており、次の①～⑤につき各々1人以上配置することとされている。</p> <p>①嘱託医、②看護職員、③児童指導員又は保育士、④機能訓練担当職員(機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる)、⑤児童発達支援管理責任者</p>			
設備基準	<p>指導訓練室(1名あたり3㎡を基本とする)には、訓練に必要な機械器具等を備えること</p> <p>その他、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること</p>		
定員	<p>10人以上</p> <p>※ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。</p>		

(2) 児童発達支援管理責任者について

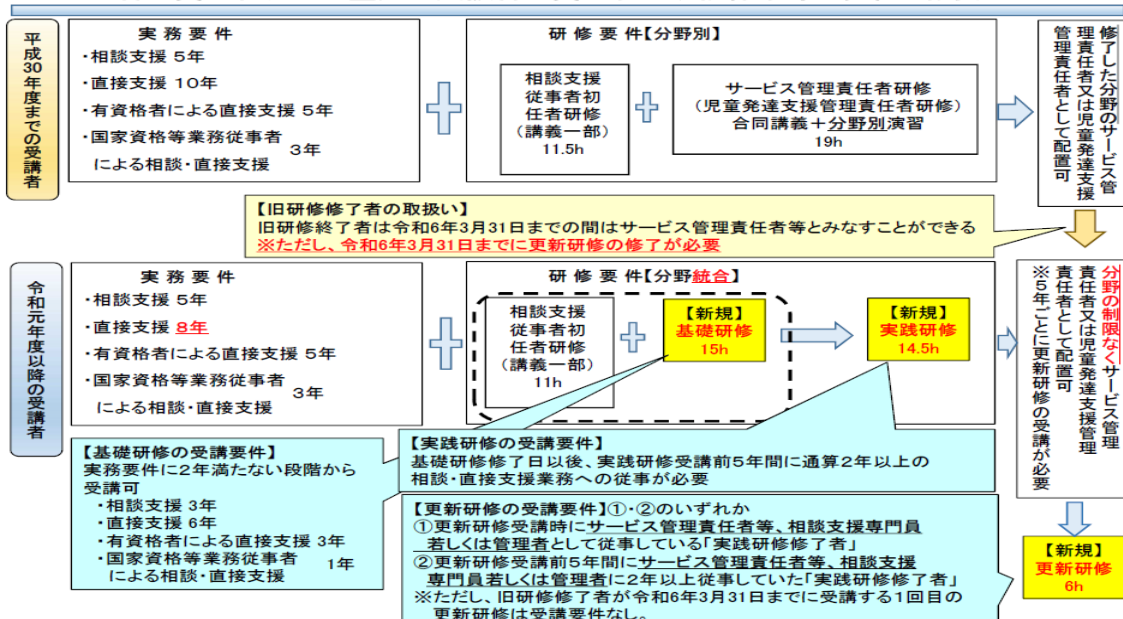
研修体系等の見直しについて

児童発達支援管理責任者等の要件については、平成 31 年 4 月より、研修体系等についての改正が以下のとおり行われました。

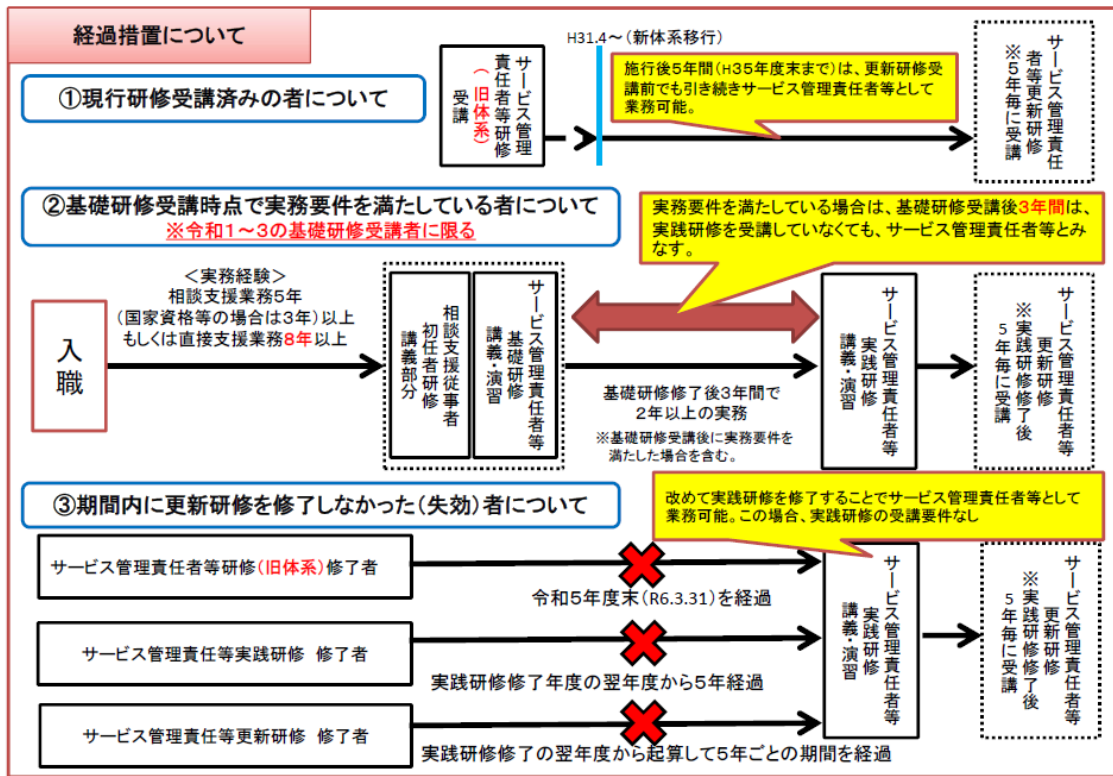
【要件についての新旧対照表】 ※H30.3.2 社会保障審議会障害者部会資料を一部改編

旧体系(平成 31 年 3 月 31 日まで)	新体系(平成 31 年 4 月 1 日から)
①実務要件の一部緩和	
<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援業務 5年 ○直接支援業務 10年 ○有資格者による直接支援業務 5年 ○国家資格等従事者による相談・直接支援業務 3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援業務 5年 ○直接支援業務 8年 ○有資格者による直接支援業務5年 ○国家資格等従事者による相談・直接支援業務 3年
②配置時の取扱いの緩和	
<ul style="list-style-type: none"> ○研修修了後にサービス管理責任者等として配置可 ○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可 	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合に、「基礎研修」修了者は、2人目のサービス管理責任者等として配置可 ○実務経験が2年満たない「基礎研修」修了者も個別支援計画原案の作成可
③研修分野統合による緩和	
<ul style="list-style-type: none"> ○サービス管理責任者の各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)、児童発達支援管理責任者別に研修を実施 ・ 修了した分野のみ従事可 	<ul style="list-style-type: none"> ○全分野(児童発達支援管理責任者を含む)のキャリアラムを統一し、共通で実施 ・ 全分野のサービスに従事可 ・ 平成30年度までのサービス管理責任者等研修の既受講者は、「実践研修」の修了者とみなす

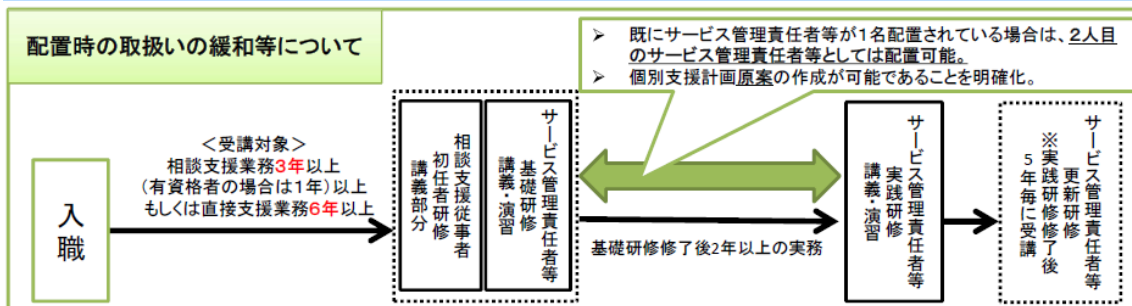
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

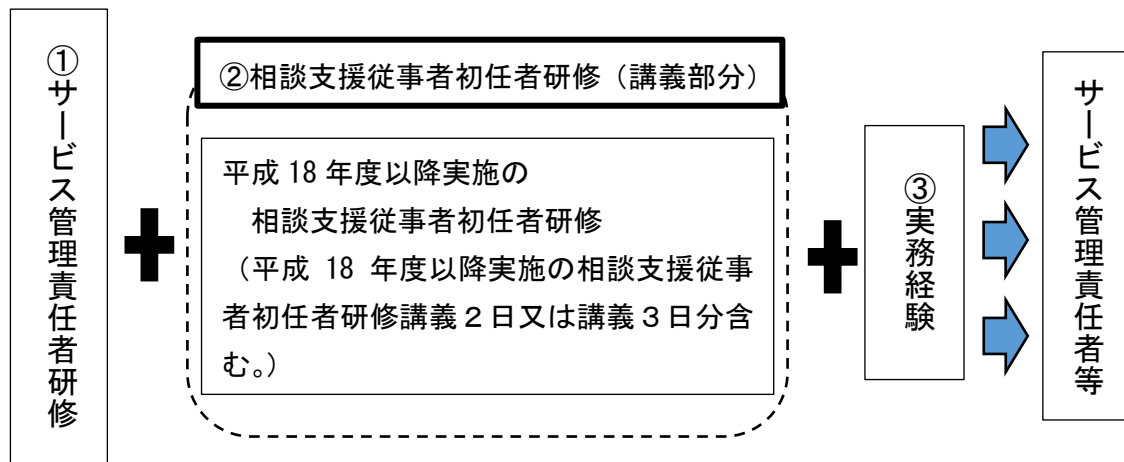


千葉県の実施スケジュール(案)

	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
基礎研修	令和1年度から開始				
実践研修			令和3年度から開始		
更新研修		令和2年度から開始			

要件について

○サービス管理責任者等として従事するには、厚生労働大臣が定める実務経験と研修の修了が必要です。



①サービス管理責任者研修について

平成 31 年 3 月 31 日までは、サービス管理責任者等は対象となる障害福祉サービスに応じて分野別のサービス管理責任者等研修を修了しなければなりませんでした。平成 31 年 4 月 1 日以降、新たな研修体系となり、これまで設けられていた分野別の研修が統合され、サービス管理責任者研修を修了した場合は、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置が可能となりました。

また、サービス管理責任者研修が「基礎研修」と「実践研修」に分けられ、5年ごとに「更新研修」の受講が必要となりました。

研修種類	受講要件
基礎研修	実務要件に2年満たない段階から受講可能 ※相談支援3年、直接支援6年、有資格者による直接支援3年、国家資格等業務従事者による相談・直接支援1年
実践研修	「基礎研修」修了日以後、「実践研修」受講前5年間に通算2年以上の相談・直接支援業務への従事
更新研修	・更新研修受講時にサービス管理責任者等、相談支援専門員もしくは管理者として従事している「実践研修」修了者 ・更新研修受講前5年間にサービス管理責任者等、相談支援専門員もしくは管理者に2年以上従事していた「実践研修」修了者

【新体系研修修了者(平成 31 年 4 月 1 日以降に研修を修了する者)】

・実務経験年数が要件に2年満たない段階から「基礎研修」受講が可能となり、「基礎研修」を修了後、一定期間の実務経験後に「実践研修」の受講が可能となります。

・令和元年度から令和3年度までの間に「基礎研修」を修了した者
⇒「基礎研修」修了時点において実務経験を満たしている場合は、「実践研修」を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなします。

・令和4年度以降に「基礎研修」を修了した者
⇒「基礎研修」修了後、「実践研修」受講前5年間に通算2年以上の実務(※1)を行い、「実践研修」を修了するまでは、サービス管理責任者等として従事できません(※2)。

(※1)実務は、障害福祉分野等での実務経験が必要ですが、サービス管理責任者等の業務でなくても問題ありません。

(※2)既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能となります。

【旧体系研修修了者(平成31年3月31日までに研修を修了した者)】

・サービス管理責任者「実践研修」修了者としてみなすことができますが、令和6年3月31日までに「更新研修」を受講する必要があります。

・新たに「基礎研修」及び「実践研修」を受講する必要はありません。

・旧体系研修修了者は、平成31年3月31日までに、旧サービス管理責任者又は旧児童発達支援管理責任者研修修了者であって、相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者に該当する者となります。

【実践研修の受講要件の緩和について】

サービス管理責任者等の研修体系については、令和元年度より、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験(OJT)を「2年以上」としてしておりますが、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験(OJT)として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」の実務経験(OJT)で実践研修を受講できるものとします。

指定権者への届出方法について、船橋市においては以下の取り扱いとします。

・変更届により、児童発達支援管理責任者が追加となる旨の届出を行う。

・その際、当該児童発達支援管理責任者が「基礎研修修了者であること」を明記する。

※必要な添付書類は、通常の児童発達支援管理責任者の変更の際と同様です。

※当該基礎研修修了者が、個別支援計画作成の業務への従事を終了する場合も、同じく届出を行ってください。

※実践研修申し込みに係る問い合わせについては、各実践研修実施主体へご確認ください。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

- ・ 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験A(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを**原則**として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

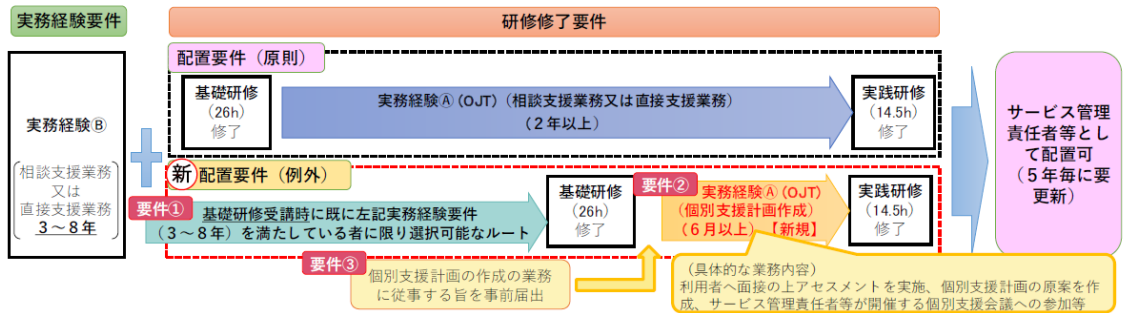
- ① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件B**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験A(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



② 相談支援従事者初任者研修(講義部分)について

サービス管理責任者等は相談支援従事者初任研修(講義部分)又は旧障害者ケアマネジメント研修を修了しなければなりません。なお、相談支援従事者初任者研修及び相談支援従事者現任研修を修了した者についても、要件を満たしたものとしてみなします。

③実務経験について

2 児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件・

業務の範囲	業務内容	業務の区分	実務経験年数						
			注) 下記の年数のうち、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上必要	国家資格等保有者	有資格者	それ以外の者			
は障害児（身体上福祉若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むの分野に支障がある者）業務又	相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ず	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	14	3年以上 ※1	5年以上				
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。	15						
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者	16						
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者	17						
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者	18						
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者							
		1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)	19-1						
		2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	19-2						
		3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者	19-3						
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	20						
	直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	21				5年以上 ※2	8年以上	
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者	22						
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者	23						
(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		24							
(5) 学校等の従業者		25							
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		26							

※1 上記の「相談支援の業務」及び「直接支援業務」に従事する者で、下表「実務経験要件に関連する資格」の区分Ⅰ（国家資格等保有者）の資格を要する業務に5年以上従事している者が対象（国家資格の期間（5年）と相談・介護業務の期間（3年）は同時期でも可）。

※2 上記の「直接支援の業務」に従事する者で、下表「実務経験要件に関連する資格」の区分Ⅱ（有資格者）の資格を有している者が対象（資格取得以前の期間も経験年数に含めてよい）。

実務経験要件に関連する資格

区分	具体的な資格等
Ⅰ 国家資格等保有者	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士
Ⅱ 有資格者	(1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 保育士 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者が欠けた時

児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、児童発達支援管理責任者欠如減算の対象となる可能性があります。なお、やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、当該事由発生後1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなします。

⇒やむを得ない事由に該当すると判断される場合に適用となります。やむを得ない事由に該当しない場合は、児童発達支援管理責任者欠如減算の対象となります。

⇒児童発達支援管理責任者が欠けた際は速やかに指導監査課にご連絡下さい。

.....

(3)児童指導員又は保育士の配置について

児童指導員又は保育士の配置については、下記①から③のいずれの要件も満たさなければなりません。

- ① 障害児の数が10までの事業所においては、サービス提供時間帯を通じて2人以上の児童指導員又は保育士を配置
- ② ①の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は常勤
- ③ 機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含める場合、半数以上は児童指導員又は保育士を配置

留意事項

- ◎サービス提供時間帯については必ず常時2人以上の従業者の配置が必要となります。
 - ◎日々配置されている従業者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければなりません。
 - ◎常勤の職員が休暇を取得する場合(公休日や有給休暇等)は、当該休暇を取得する職員以外の児童指導員又は保育士を、サービス提供時間帯を通じて2人以上配置する必要がありますが、当該2名以上の職員が常勤職員である必要はありません。
 - ◎週6日以上開所する事業所についても、事業所には1名の常勤の児童指導員又は保育士を雇用し、当該職員が休暇を取得する場合は、2名以上の非常勤職員が配置されていれば差し支えありません。
- ⇒基準上必要な従業者については、常勤換算数での配置ではなく、日々の障害児の数に応じた配置となりますのでご注意ください。

《例》月～金曜営業の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所(定員 10)の場合

職種	氏名	勤務形態	月	火	水	木	金	週勤務時間
保育士	A	常勤	9-18	9-18	9-18	9-18	9-18	40
							有給休暇	40
児童指導員	B	非常勤	9-18	9-18			9-18	24
児童指導員	C	非常勤			9-18	9-18		16
							9-18	24

サービス提供時間帯: 10:00～13:00、14:00～17:00

《確認事項》

- ① 提供時間帯を通じて2名いるか⇒A・B・Cのいずれか2人が配置されているため適合
⇒金曜日にAが有給休暇を取得した場合は、B及びCが配置されていれば適合となる。
- ② 配置職員の半数以上は児童指導員又は保育士であるか
⇒児童指導員と保育士のみの配置のため適合

《例》月～土曜営業の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所(定員 10)の場合

職種	氏名	勤務形態	月	火	水	木	金	土	週勤務時間
保育士	A	常勤	9-18	9-18	9-18	9-18	9-18	公休日	40
児童指導員	B	非常勤	9-18			9-18	9-18	9-18	32
保育士	C	非常勤		9-18	9-18			9-18	24

サービス提供時間帯: 10:00～13:00、14:00～17:00

《確認事項》

- ① 提供時間帯を通じて2名いるか⇒A・B・Cのいずれか2人が配置されているため適合
⇒土曜日はAの公休日であるため、別の常勤職員を配置する必要まではない。
- ② 配置職員の半数以上は児童指導員又は保育士であるか
⇒児童指導員と保育士のみの配置のため適合

(4)児童指導員、障害福祉サービス経験者の資格要件について

児童指導員

児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければなりません。

① 地方厚生局長等が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業したもの
② 社会福祉士の資格を有する者
③ 精神保健福祉士の資格を有する者
④ 学校教育法の規定による大学(※1)の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑤ 学校教育法の規定による大学(※1)の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者
⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法 90 条第 2 項の規定により大学への入学が認められた者若しくは同条第 1 項に規定する通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上の児童福祉事業に従事したものの
⑨ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
⑩ 3 年以上児童福祉事業(※2)に従事したもの

※1 短期大学を除く

※2 障害福祉サービスを含まない

4. 運営基準について

(1)内容及び手続の説明及び同意

利用申込者に対しては、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

なお、利用契約が成立した際には、社会福祉法第 77 条に基づき、以下の点を記載した契約書等の書面を交付しなければなりません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する福祉サービスの内容 ③ 当該サービスの提供につき給付決定保護者が支払うべき額に関する事項 ④ 当該サービスの提供開始年月日 ⑤ 当該サービスの提供に係る苦情を受け付けるための窓口 ⑥ 第三者評価の実施状況(実施の有無等) |
|--|

☞基準省令第12条

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間の有効期限が切れている。 ・契約期間が不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期限等を含め適切に管理してください。 ⇒有効期限等を含め自動更新とする契約も可能ですが、その場合には、「契約期間満了の〇か月前までに申出がない場合には、自動的に契約を更新するものとする」等の自動更新の規定を明記してください。 ・契約内容が変わる場合等には、必ず利用者等に対し説明のうえ同意を得てください。
<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書に第三者評価の実施状況が記載されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)について、重要事項説明書に加えてください。(未実施の場合は、実施していない旨を記載。) ・第三者評価とは、利用者が必要とするサービスを選択するための情報提供及び事業者の提供するサービスの質の向上に向けた取組みの支援を目的として、県が認証した公正・中立な第三者機関(評価機関)が行うものとなり、事業者が設置する第三者委員会とは異なるものです。 ・評価の受審は必須ではなく任意になりますが、実施状況の有無については必ず重要事項説明書等に記載しなければなりません。

<p>・重要事項説明書に記載されている苦情窓口に誤りがある。</p>	<p>・船橋市(自治体)の苦情窓口は「指導監査課」となりますが、「療育支援課」や「千葉県障害福祉事業課」と記載した事業所が見受けられます。また、指導監査課の連絡先は、確実に対応が可能な電話番号及び FAX 番号のみ記載してください。</p>
------------------------------------	--

.....

(2)提供拒否の禁止

事業者は、以下の理由がある場合を除き、サービスの提供を拒むことはできません。

- ① 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合
- ② 入院治療の必要がある場合
- ③ 当該事業所が提供するサービスの主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合等

☞ **基準省令第14条**

.....

(3)サービス提供困難時の対応

サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければなりません。

☞ **基準省令第16条**

.....

(4)サービスの提供の記録

サービスの提供を行った際には、提供日、内容その他必要な事項を、提供の都度記録し、保護者等から確認を受けなければなりません。

☞ **基準省令第21条**

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
<p>・保護者等からサービスの提供を行ったことの確認を受けていない。</p>	<p>・記録の整備が行われていない場合には、サービス提供の有無が確認できないため、報酬の返還を求めることがあります。</p> <p>・サービスの提供に係る記録は 5 年間の保存が義務付けられています。</p>

(5)指定障害児通所支援等事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等

事業者は、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできません。ただし、金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、保護者に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を交付し、説明を行うとともに、同意を得ているものについては、金銭の支払を求めることは差し支えありません。

☞基準省令第22条

負担を求めることが可能な費用の範囲(児童発達支援、放課後等デイサービス)

- ・食事の提供に要する費用(児童発達支援センターに限る)
- ・日用品費
- ・日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの(その他の日常生活費)

⇒当該費用の支払いを受けた場合には、保護者に対して、領収書を交付しなければなりません。

☞基準省令第23条

その他の日常生活費の取扱いについて(児童発達支援、放課後等デイサービス)

受領に係る基準

- | |
|--|
| ① 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、給付費等の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 |
| ② 給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされていること。 |
| ③ 「その他の日常生活費」の受領については、保護者等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。 |
| ④ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。 |
| ⑤ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者の運営規程において定められなければならない。また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、当該事業者の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。 |

☞障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて
(平成24年3月30日障発0330第31号)

その他の費用の具体的な一例

【事業所において支援に必要な教材等を販売することについて】

基準省令第22条により、「その用途が直接障害児の便益を向上させ、かつ、給付決定保護者に支払を求めることが適当であるもの」の費用については、保護者に請求することが認められているため、これに該当する教材等であれば、保護者に対しその用途及び額並びにその理由について書面を交付して説明を行い、その同意を得たのであれば販売することは可能です。ただし、その場合も保護者の任意性を尊重し、保護者へ購入を強制することがあってはなりません。また、事業所で備え付ける運動器具等の備品については事業所が購入する必要があります。

なお、当該教材等を購入しないことを理由に、事業所の利用を拒むようなことがあれば、正当な理由なくサービスの提供拒否を禁じた基準省令第14条に接触する可能性が高くなります。

⇒福祉サービスとして、世帯の所得の多寡や経済状況により利用が制限されることがないようご配慮をお願いします。

.....
(6)障害児通所給付費等の額に係る通知等

法定代理受領によって市町村からサービスに係る給付費を受け取った場合は、その額を保護者等に文書で通知をしなければなりません。文書で通知する際は、代理受領した金額だけでなく、利用した日数や取得した加算等、明細がわかるよう通知することが望ましいです。

☞基準省令第25条

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
・法定代理受領により給付費を受け取った際に、その額を保護者等に通知していない。	・当該通知は、利用者負担額が0円であっても必ず行わなければなりません。 ・「支給を受けた場合は、通知しなければならない」とあることから、原則、毎月利用者に通知しなければなりません。

(7)障害児通所支援の取扱方針(児童発達支援、放課後等デイサービス)

通所支援事業者は、提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、通所支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければなりません。

① 当該通所支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
② 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
③ 通所支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
④ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
⑤ 通所支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
⑥ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
⑦ 通所支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

⇒事業者は、おおむね1年に1回以上、①～⑦の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表をしなければなりません。

☞基準省令第26条

留意事項

◎自己評価及び保護者による評価の両方について公表が必要です。

.....

(8)支援計画の作成等

計画の作成にあたって

①アセスメント

障害児の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき課題を明らかにします。

なお、アセスメントにあたっては、保護者及び障害児に面接して行わなければなりません。

↓

②個別支援計画案の作成

障害児支援利用計画を踏まえて作成し、以下の内容について記載する必要があります。

- ・保護者及び障害児の生活に対する意向
- ・障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期
- ・生活全般の質を向上させるための課題

・通所支援等の具体的内容
 ・通所支援等を提供する上での留意事項等



③担当者会議
 サービスの提供に当たる担当者等を招集し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めます。



④保護者及び障害児への説明及び交付
 理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。なお、個別支援計画は保護者に交付されなければなりません。



⑤実施状況の把握(モニタリング)
 他の従業者の行うサービスが個別支援計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければなりません。
 モニタリングに当たっては、定期的に保護者に面接し、結果を記録してください。



⑥個別支援計画の見直し
 少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行ってください。

☞ **基準省令第27条**

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
・アセスメントを行っていない。	・アセスメントは様式を整え、記録を残しておくようにしてください。 ・アセスメントを行っていたとしても、記録が確認できなければ指摘となります。
・契約の際に面談は行っているが、アセスメントの体をなしていない。	・アセスメントは、障害児について、その有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握を行うものです。
・アセスメントの実施日、実施者の記入がない。	・実施日、実施者の記録は義務ではありませんが、適切に運営されていることを確認するためにも、記録しておくことが望ましいです。
・個別支援計画を児童発達支援管理責任者以外の者が作成している。	・個別支援計画は、児童発達支援管理責任者によりすべての障害児に作成される必要があります。

	す。
・個別支援計画に保護者及び障害児の意向が記載されていない。	・保護者及び障害児の意向を個別支援計画に記載する必要があります。
・担当者会議が実施されていない。	・個別支援計画の作成にあたっては、事業所内でサービスの提供に当たる担当者等を招集し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めなければなりません。また、担当者会議を行った場合には、その記録を残しておくことが望ましいです。
・個別支援計画書作成後、適切に計画の見直しが行われていない。	・モニタリングを踏まえての個別支援計画の見直しは、少なくとも6か月に1度必要となります。

※個別支援計画が作成されている場合でも、アセスメントの実施や個別支援計画の見直しなど、個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合には、個別支援計画未作成減算の対象となり得ます。

(9) 児童発達支援管理責任者の責務

- ①障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行うこと。
- ②他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

☞ 基準省令第28条

(10) 運営規程

事業者は以下の事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければなりません。

- ・事業の目的及び運営の方針
- ・従業者の職種、員数及び職務の内容(※1)
- ・営業日及び営業時間 ・利用定員(※2)
- ・通所支援の内容並びに給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- ・通常の事業の実施地域 ・サービスの利用に当たっての留意事項
- ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策(※2)
- ・事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・その他運営に関する重要事項

(※1)従業者の員数については日々変化するため、基準人員を満たす範囲内で「〇人以上」

と記載することも可能。

(※2) 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は不要。

☞ **基準省令第37条、第71条の13**

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
・利用者負担額(おかし代等)について、運営規程・重要事項説明書に記載された内容と実態に相違がある。	・利用者に負担を求める金額等について、運営規程や重要事項説明書に記載が行われているか、確認をお願いします。 ・変更が生じた場合には、運営規程の変更等も併せて必要になります。
・非常災害対策において、非常災害対策計画の周知の範囲が従業者までとなっている。	・前述のとおり、船橋市は条例において非常災害対策計画の周知の範囲を従業者並びに利用する障害児及びその家族等と定めているため、従業者までと定めている事業所においては運営規程を変更してください。(本事例のみでの変更届の提出は不要となります。)
・運営規程に定めている根拠法令が他の自治体の条例になっている。	・根拠法令に誤りがある場合は、市の条例「船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和5年3月28日条例第14号)」等に修正してください。
・虐待防止が努力義務となっている。 ・虐待防止委員会に関する記載がない。	・「虐待防止の措置を講ずるよう努めるものとする。」 ⇒「虐待防止の措置を講ずるものとする。」へ修正してください。 ・虐待防止委員会を設置している旨を運営規程に記載する必要があります。

.....
(11) 勤務体制の確保等

事業者は、月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする等により、従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。

なお、サービスは雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者によって提供されなければなりません。

また、従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しなければなりません。

職場におけるハラスメント対策の強化

障害福祉サービス事業者等の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての障害福祉サービス事業者等に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職場におけるハラスメント対策を求めることとします。

【事業者が講ずべき措置の具体的内容】

①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。

②相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。

【事業者が講じることが望ましい取組】

①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備(カスタマーハラスメントも含む。)

②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)

③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)

【参考】

・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)

・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)

☞基準省令第38条

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
・従業員との雇用契約等が交わされていない。	・雇用契約等により、管理者の指揮命令下にある事が明確になっていなければなりません。
・契約書の従事事業所、業務内容等が実態と異なっている。	・雇用契約書等に規定されている業務内容等は、実態に即した内容としてください。
・研修を全く実施していない。	・研修の実施回数に規定はありませんが、従業員の資質の向上のため、運営規程や事業者が作成する研修計画等に基づき、適切に実施される必要があります。 ・外部研修等に事業所の代表者等が出席する場合であっても、必要に応じて、従業員にフィードバックする事が望ましいです。

<p>・研修の記録がとられていない。</p>	<p>・研修の記録は必須とはされていませんが、適切な研修実施のためにも、記録されることが望ましいです。また、参加者の管理、欠席者への措置等についても、適切に管理される必要があります。</p>
<p>・ハラスメント対策が整備されていない。(指針を作成していない、一部ハラスメントの対策が抜けている等)</p>	<p>⇒職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を指針や就業規則等に明記し、従業員に周知・啓発を行ってください。</p> <p>⇒一部ハラスメント(特にカスタマーハラスメント)の対策が抜けている事例が散見されますので、改めてご確認をお願いします。</p> <p>⇒書面上ハラスメント対策が整備されていても、実態として機能していない事例が確認されております。書面で定めた内容について、適切な運用をお願いします。</p>

.....

(12)業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。(令和6年3月31日までの間は努力義務)

☞基準省令第38条の2

【業務継続計画に記載する項目等】

①感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

②災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- c 他施設及び地域との連携

【研修について】

感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時

の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録が必要となります。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。

【訓練(シミュレーション)の実施】

感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するサービスの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

【参考】

○感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等(厚生労働省)

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

.....

(13)定員の遵守(児童発達支援、放課後等デイサービス)

定員は、適切な指導訓練スペースの確保及び給付費の適切な算定といった観点より、遵守しなければならず、定員を超過した受け入れをすることはできません。

やむを得ない事由が発生した場合など、障害児の安全確保の観点等から、一時的に定員を超過した受け入れを行う場合には、その事由等について記録をしてください。なお、この場合であっても、実利用者数に応じた人員基準、設備基準を満たす必要があります。

☞基準省令第39条

☞令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4

☞「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて(厚生労働省社会・援護局障害福祉保健部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 R4.2.28 付事務連絡)」別紙2「障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について」

留意事項

◎やむを得ない事由に該当すると認められる場合(災害等の発生や保護者等からの身体的虐待により、当初事業所を利用する予定でなかった障害児について、当該事業所において受け入れる必要が生じた場合等)のみ、定員を超過した受け入れが可能となっております。単に「利用者の希望が多い」という理由だけでは「やむを得ない事由」と判断することはできません。

※「地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該事業所で受け入れる必要がある場合」の特例に関しては、過疎地等で近隣に他の事業所がない場合などに適用となりますので、本市では該当となりません。

◎定員超過に該当する場合の減算措置は、あくまでも給付費の算定に係る概念のため、たとえ減算に係らないとしても事業所ごとに定めた運営規程における利用定員を遵守してください。

定員超過利用減算について

①1日あたりの利用実績による定員超過利用減算

【利用定員 50 人以下の事業所】

1日の障害児の数が、利用定員に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全体につき減算を行う。

【利用定員 51 人以上の事業所】

1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 25 を乗じて得た数に、25 を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全員につき減算を行う。

②過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算

直近の過去 3 月間の障害児の述べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 月間について障害児全員につき減算を行う。ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

◎「**障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート**」を下記の市ホームページに掲載いたしましたので、やむを得ず定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たり、定員超過利用減算の算定の要否を当該様式を用いて確認するようお願いいたします。

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支援事業者等 > 障害児通所支援事業者等の指定・変更 > 指定障害児通所支援事業者等の指定(更新)・変更・廃止等 申請書類等ダウンロード

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/002/07/p068525.html

・参考様式 15(定員超過利用減算対象確認シート)

定員を超過した日の人員配置について

◎定員を超過した日についても、適切な人員配置が必要となります。実利用者数に応じた人員配置がされていない場合には人員基準違反となります。

◎以下の例では、実利用者数が 11 人となっている日について、サービス提供時間中に 3 人の人員配置が必要となりますが、水曜日は 2 人しか配置がされていないため、人員基準違反となります。

《例》月～金曜営業の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所(定員 10)の場合

職種	氏名	勤務形態	月	火	水	木	金	週勤務時間
保育士	A	常勤	9-18	9-18	9-18	9-18	9-18	40
児童指導員	B	非常勤	9-18	9-18			9-18	24
児童指導員	C	非常勤		9-18	9-18	9-18		24
利用者数			7	11	11	5	6	
サービス提供時間帯: 10:00～13:00、14:00～17:00								

※設備基準である指導訓練室の面積についても、実利用者数×3㎡の基準を満たす必要があります。本事例では、指導訓練室の面積が33㎡未満の場合、基準違反となります。

(14)非常災害対策(児童発達支援、放課後等デイサービス)

事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに利用する障害児及びその家族等に周知しなければなりません。

また、事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければなりません。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなりません。

☞**基準省令第40条**

本計画については、国通知により、火災、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとし、事業所の立地条件、情報の入手方法、避難場所等、災害時の人員体制、関係機関との連携体制等について規定するものとされており。

☞**障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日付障発0909第1号)**

通知の概要

- ・日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めること。
- ・「高齢者等避難」「避難指示」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。
- ・非常災害対策計画は火災のみでなく、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとし、枠内の項目例を参考に実効性のあるものとする。また、職員及び地域の関係者等と共有すること。

- ・避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。
- ・非常災害対策計画に以下の①～⑨全ての項目を含むこと。

非常災害対策計画に含めるべき内容

① 障害児通所支援事業所等の立地条件 例) 船橋市〇〇町〇〇に位置し、津波や土砂災害等の恐れは極めて低い。 (「船橋市防災ポータルサイト」の各種防災マップ等を参考に事業所が立地している場所がどのような災害の恐れがあるかを確認の上、その旨を記載してください)
② 災害に関する情報の入手方法 例) ふなばし災害情報メール等
③ 災害時の連絡先及び通信手段の確認 例) 災害時に連絡先としてつながる事業所の携帯電話や災害用伝言サービス等 (災害時に実際に用いる連絡先や通信手段を記載してください)
④ 避難を開始する時期、判断基準 例) 「高齢者等避難」発令時、地震であれば震度〇以上から避難を開始する等
⑤ 避難場所 例) 市町村が指定する避難所、施設内の安全なスペース
⑥ 避難経路 例) 事業所から避難場所までのルート、事業所からの距離、所要時間 (避難経路と想定している道路が災害等によって不通となる可能性もあるため、複数のルートが想定されていることが望ましいです)
⑦ 避難方法 例) 利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)
⑧ 災害時の人員体制、指揮系統 例) 災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等
⑨ 関係機関との連携体制 例) 船橋市役所指導監査課(047-436-2425)、船橋市消防局等

- ※1 各項目に記載した例はあくまで一例となりますので、地域の実情や障害特性に応じて規定する必要があります。
- ※2 緊急時に使用することから、「箇条書きにする」、「図表を用いる」等の工夫をし、シンプルかつ具体的な内容にしてください。

災害情報の把握について

「高齢者等避難」「避難指示」等の情報については、「船橋市防災ポータルサイト」の閲覧もしくは「ふなばし情報メール(ふなばし災害情報)」の登録により迅速に得ることができます。是非ご活用ください。

○船橋市防災ポータルサイト

URL:<https://www.city.funabashi.lg.jp/bousai/index.html>

○ふなばし情報メール(ふなばし災害情報)

URL:<https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/kouhou/006/p009042.html>

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
・非常災害対策計画の内容に関して、国の通知に示された項目及び内容が盛り込まれていない。	・前ページの例を参考に、規定内容に不足がある場合には、計画の見直しを行ってください。
・非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備について、従業者のみに周知しており、利用する障害児及びその家族等に周知されていない。	・従業員のみではなく、 <u>利用する障害児及びその家族等に定期的に周知する必要があります。</u> ・非常災害対策計画は利用者及びその家族に周知するものでもあるため、内容について配慮されたものであることが望ましいです。
・避難訓練等が実施されていない。	・消防法施行規則第3条第10項により、障害児通所支援事業所等においては、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施する必要があります。

.....
(15)安全計画(令和6年4月1日より義務化)

事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事務所の設備の安全点検、従業者・障害児等に対する事業所外での活動・取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

対応すべき事項

- ①従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施する。
- ②保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。
- ③定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。

☞障害児通所支援事業所における安全計画の策定に関する留意事項について(令和5年7月4日付こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

☞基準省令第40条の2

安全計画の策定について

各年度において、当該年度が始まる前に以下の取組についての年間スケジュールを定め

るとともに、「いつ何をすべきか」を通知等を参考の上、事業所に必要な取組を盛り込んでください。

①事業所の設備等の安全点検
②事業所外での活動等を含む事業所等での活動、取組等における従業者や児童に対する安全確保のための指導
③従業者への各種訓練や研修棟の児童の安全確保に関する取組

児童の安全確保に関する取組の例

児童の安全確保のために行うべき取組については、以下のような例が考えられます。

<p>安全点検 マニュアルの策定・共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の設備等の点検結果について定期的に文書として記録した上で、改善すべき点を改善する。 ※点検先は事業所内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含むこと ・通常支援時において、児童の動きを常に把握するための役割分担を構築する。 ・リスクが高い場面(午睡、食事、プール・水遊び、事業所外活動、バス送迎)での従業者が気をつけるべき点、役割分担を明確にする。 ・緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事(119番通報)を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行う。 ・これらをマニュアルにより可視化して常勤職員だけでなく非常勤職員、補助者も含め、事業所等の全従業者に共有する。
<p>児童・保護者への安全指導等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の発達や能力に応じた方法で、児童自身が事業所等の生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努める。 ・地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設ける。 ・保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守することや、バスや自転車通所の保護者には、交通安全・不審者対応について児童が通所時に確認できる機会を設けてもらうことなど児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼する。 ・保護者に対し、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容を説明・共有する。 ・児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましい。

<p>実践的な訓練や研修の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行う。 ・救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習を定期的に受け、事業所内でも訓練を行う。 ・不審者の侵入を想定した実践的な訓練や119番の通報訓練を行う。 ・自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する研修動画などを活用した研修を含め、研修や訓練は常勤職員だけでなく非常勤職員も含め、事業所等の全従業員が受講することが受講する。
<p>再発防止の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じる。 ・事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、点検実施箇所やマニュアルに反映した上で、従業員間の共有を図る。

留意事項

・次のような場面における従業員の役割分担や保護者への連絡手段を定めるマニュアルの策定が不十分である場合は、速やかに策定・見直しを行ってください。

- ①リスクの高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、事業所外活動、車両送迎等）
- ②緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者侵入等）

・事業所内活動のみならず、散歩などの事業所外活動時においては特に、常に児童の行動の把握に努め、従業員間の役割分担を確認し、児童を見失うことがないようにしてください。

・児童を取り巻く多様な危険を的確にとらえ、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施してください。

・事業所等において、車両による送迎を実施している場合については、常に児童の行動の把握に努め、従業員間の役割分担を確認し、児童の見落とし等がないように対応してください。

(16) 自動車を運行する場合の所在の確認(令和6年4月1日から義務化)

事業者は、障害児の事業所への通所や事業所外活動等のために自動車を運行する場合は、児童等の自動車への乗降者の際に、点呼等の方法により児童等の所在を確実に把握しなくてはなりません。

また、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者は、送迎を目的として日常的に自動車を運行する場合には、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下、「ブザー等」という。）を備えて、これを用いて障害児の降車時の所在確認を行わなければなりません。

なお、当該自動車にブザー等を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間は、車内の障害児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えありません。

☞基準省令第40条の3

ブザー等の設置に係る義務付けの対象となる自動車

通所を目的とした自動車のうち、以下の自動車を除くすべての自動車が原則としてブザー等の設置に係る義務付けの対象となります。

①座席(※)が2列以下の自動車

②その他利用態様を勘案してこれと同程度に自動車の見落としの恐れが少ないと認められる自動車

例)座席が3列以上あるものの、児童が確実に3列目以降を使用できないように、児童が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶する自動車。

(※)座席には車いすを使用する児童が当該車いすに乗ったまま乗車するためのスペースを含みます。

②に例示したような措置をとる場合は、ブザー等の設置が義務付けられる経緯や趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行ってください。

装備すべき安全装置

「ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が令和4年12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められます。なお、本ガイドラインに適合する装置については、以下のこども家庭庁のホームページにおいて公開されておりますので、当該リストを参考に選定することが可能です。

○「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(国土交通省 HP)

URL:https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html

○「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて」(こども家庭庁HP)

URL:<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

.....

(17)衛生管理等

事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければなりません。日頃から手指の洗浄、うがい・手洗いの徹底等により、施設内や利用者宅におけるインフルエンザ、感染症等の感染予防に努めてください。

また、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる

措置を講じなければなりません。(令和6年3月31日までの間は努力義務)

- ①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
(おおむね3月に1回以上)
- ②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の定期的な実施(年2回以上
+新規採用時必須)並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施(年2回以上)

☞**基準省令第41条**

感染症等が発生した場合の報告

食中毒又は感染症若しくは結核が発生した場合には、指導監査課に報告が必要となります。(「(21)事故発生時の対応」参照)

また、同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が複数名発生した場合等には保健所にも報告が必要となります。保健所への報告につきましては、下記ホームページをご確認ください。

【船橋市ホームページ】

トップ>健康・福祉・衛生>感染症・難病・健康被害>感染症>感染症集団発生時の対応と報告について

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p070803.html>

.....
(18) 掲示

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する必要があります。

☞**基準省令第43条**

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
・運営規程の概要等が掲示されていない。	・運営規程のみでは足りず、重要事項等についても掲示が必要となります。 ・なお、冊子にして掲示する場合等であっても、保護者等が常に内容を確認できるような状態になっていなければなりません。

(19) 身体拘束等の禁止

障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身

体的拘束等を行ってはなりません。

身体拘束を行う場合でも、その態様及び時間、障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する必要があります。

☞基準省令第44条

身体拘束等の適正化を図るための措置

事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

①身体拘束適正化検討委員会の開催

＜具体的な対応＞

ア 身体拘束等について報告するための様式を整備

イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告

ウ 委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析

エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化等を検討

オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底

カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証

※委員会は少なくとも1年に1回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない

②身体拘束等の適正化のための指針の整備

＜盛り込む必要がある項目＞

ア 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要であり、研修の実施内容については記録が必要です。なお、研修の実施に当たっては、虐待防止に関する研修等において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えありません。

◎身体拘束に該当するかどうかの判断にあたっては、下記を参考にしてください。

- ☞ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和4年4月改正)
- ☞ 身体拘束ゼロへの手引き(厚生労働省「身体拘束ゼロ作成推進会議」)

身体拘束廃止未実施減算について

以下の①～④のいずれかに該当する場合、利用者全員に対して1日につき5単位が所定単位数から減算となります(令和5年4月から全面適用)。

- ① 身体拘束等に係る記録が行われていない場合。
 ※身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点にご留意ください。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催していない場合
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- ④ 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施していない場合

【減算となる期間】

・事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間
 ⇒当該事実が生じた場合、速やかに改善計画を市へ提出し、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、改善が確認できるまでの期間について、減算が適用されます。

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
◎虐待防止委員会は行っているが、身体拘束適正化についての議論が行われていない。	⇒虐待防止委員会と一体的に設置・運営することは差し支えありませんが、事業所内に身体拘束を行う利用者がいない場合等でも、必ず身体拘束等の適正化について検討するようにしてください。
◎身体拘束等の適正化のための指針がない(不足している)。	⇒事業所内に身体拘束を行う利用者がいない場合等でも、指針の作成は必須です。また、単に厚生労働省等のマニュアルを印刷・保管するだけでは指針を整備しているとは言えません。

(20)虐待等の禁止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ☞ 基準省令第45条

①虐待防止委員会の開催

＜役割＞

- ・虐待防止のための計画づくり
- ・虐待防止のチェックとモニタリング
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討

＜具体的な対応＞

ア 虐待(不適切な対応事例も含む。)が発生した場合、当該事案について報告するための様式の整備

イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告

ウ 委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析

エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討

オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し分析

カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底

キ 再発防止策を講じた後に、その結果について検証

※委員会は少なくとも1年に1回は開催することが望ましいが、身体拘束等適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない

②虐待防止のための指針の作成

＜盛り込む必要がある項目＞

ア 虐待防止に関する基本的な考え方

イ 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

エ 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 虐待発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

③従業者に対し、虐待防止のための定期的な研修の実施

事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。研修の実施内容については記録することが必要です。

④適切に実施するための担当者の配置

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
◎虐待防止委員会の結果が全従業員へ周知されていない。	⇒委員会での検討結果は非常勤職員含む全ての従業員へ周知徹底することが必要です。
◎虐待防止委員会の記録がない。	⇒虐待防止委員会の記録は必須とはされていませんが、上記の従業員への周知徹底を図るためにも、記録するよう努めてください。

(21)秘密保持等

従業員は、業務上知り得た個人情報等について、正当な理由なしに外部に漏らしてはいけません。なお、サービス担当者会議等において、他の事業者へ個人情報を提供する場合等については、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておかなければなりません。同意にあたっては、その都度ではなく、包括的な同意を得ておくことで足りません。

また、事業者は従業員の個人情報の取り扱いについて、従業員でなくなった後の秘密保持についても雇用時に取り決めるなどの、必要な措置を講じなければなりません。

☞基準省令第47条**主な指摘事項等**

基準違反内容等	指摘事項等
・個人情報の使用に係る同意について取り交わしていない。	・計画相談支援事業所との情報共有が必須となることから、利用契約と併せてすべての利用者に関して、個人情報の使用に係る同意を得てください。
・従業員の秘密保持の措置が取られていない。	・契約書や採用時研修等で周知を図るなどの必要な措置を講じてください。なお、退職した後の秘密保持についても規定するよう努めてください。 ・やむを得ず個人情報を施設外に持ち出す場合は、管理者等の責任のもと、厳重に管理を行ってください。

施設等における特定個人情報の取扱いについて

マイナンバー通知カードの保管や個人番号の記載等を含む行政手続に係る申請等を行う場合につきましては、「施設等における特定個人情報の取扱いについて(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部発平成27年12月17日付)」の事務連絡を参考に、取扱いに関して、ご留意いただきますよう、ご対応のほどよろしく願いいたします。

また、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)に関する情報につきましては、デジタル

庁のホームページ等をご確認いただき、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

【参考】

○マイナンバー(個人番号)制度(デジタル庁ホームページ)

URL:<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(個人情報保護委員会)

URL:<https://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

.....

(22) 苦情解決

事業者は、利用者等からの苦情に迅速に対応するために、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等の必要な措置を講じなければいけません。

なお、当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましいです。

市に利用者から相談があり、市が事業所に対応を求めた事案についても、苦情の記録として残してください。

また、船橋市においては指導監査課が苦情受付先となります。重要事項説明書等の記載が療育支援課となっている場合は変更をお願いいたします。

☞ 基準省令第50条

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
・苦情について、発生しているにも関わらず記録を取っていない。	・事業所では、予め苦情解決の受付窓口を設ける等の措置を講じてください。 ・苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を必ず記録してください。

(23) 事故発生時の対応

事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合には、船橋市及び利用者援護市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

また、事故の状況及び採った措置について記録し、事故の再発生を防ぐための措置を講じる必要があります。

なお、事業者は事故が発生した場合の対応方法についてあらかじめ定めておき、賠償すべき事態に備えて損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。

☞ 基準省令第52条

報告が必要となる事案

① サービスの提供による、利用者のけが又は事故の発生 (1) 「サービスの提供による」とは、通所・送迎・通院等の間の事故も含む。 (2) けがの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とする。 (3) 事業者側の過失の有無は問わず、利用者同士の過失事故又は自傷若しくは他害行為によるけがであっても報告の対象となる。
② 利用者の行方不明(搜索願を出したものに限る。)
③ 食中毒及び感染症、結核の発生
④ 従業員の法令違反、不祥事等の発生
⑤ 利用者の法令違反の発生
⑥ 災害被害
⑦ 施設の運営について、報道機関から取材を受けたもの
⑧ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)第 2 条第 2 項に規定する障害児虐待に関する事案
⑨ 警察又は保健所が緊急対応した事案
⑩ その他市が報告書の提出を指導した事案

☞ 船橋市障害福祉サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱い要領
(平成17年11月1日)

☞ 船橋市ホームページ (障害福祉サービス事業者等における事故等発生時の報告について)

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/002/03/p050089.html

☞ 災害発生時の社会福祉施設等の被災状況の報告について(障害福祉サービス・介護保険サービス等)

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p055386.html

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
・事故について、市に報告がされていない。	・前ページの要領に規定された事案に該当する場合は、市への報告が必要となります。報告にあたっては、電話、Eメール又はファックスですみやかに一報を行った後、報告書の提出をしてください。なお、 <u>報告の必要があるかどうか判断に迷う場合にも、ご連絡ください。</u> ※自然災害(台風・大雪等)により施設に被害があった場合も報告が必要となります。

(24) 会計の区分

事業者は、該当のサービスの会計について、法人本部会計や他のサービスの会計と区分しなければなりません。

☞ 基準省令第53条

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
・事業会計について、他サービスと区別されていない。	・複数の事業を行っている場合でも、必ず障害児通所支援事業と他の事業とで会計を分けてください。

(25) 記録の整備

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。

また、障害児に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければなりません。

- ① サービスの提供に係る記録
- ② 個別支援計画
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 身体拘束等の記録
- ⑤ 苦情の内容等の記録
- ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

☞ 基準省令第54条

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
・従業者(管理者含む)の出勤状況が記録されていない。	・法人の役員等が管理者等となる場合であっても、出勤時間等について記録してください。
・複数事業所を兼務する従業者に関して、どの事業にどれだけ勤務したのかの記録の区分がされていない。	・指定基準上及び加算対象の従業者が、複数事業所を兼務する場合には、事業所ごとに勤務時間等を記録する必要があります。 ・事業所ごとの記録が不明瞭な場合、どちらの事業所の勤務時間としても認められない場合があります。

5. 請求に関する基準（基本報酬・加算算定要件等）

(1)児童発達支援給付費の区分(※児童発達支援センターは除く)

① 区分Ⅰ

- ア 重症心身障害児ではないこと。
- イ 障害児のうち小学校就学前のもの占める割合が70%以上であること。

② 区分Ⅱ

- ア 重症心身障害児ではないこと。
- イ 障害児のうち小学校就学前のもの占める割合が70%未満であること。

.....

(2)放課後等デイサービス給付費の区分

① 区分1

- ア 重症心身障害児ではないこと。
- イ サービスの提供時間が3時間以上であること。

② 区分2

- ア 重症心身障害児ではないこと。
- イ サービスの提供時間が3時間未満であること。

※学校休業日の支援、重症心身障害児への支援については別途定められています。
※指定放課後等デイサービスの提供時間(送迎に係る時間は除く)が30分以下のものについては、原則として算定はできません。但し、個別支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が30分以下の指定放課後等デイサービスが必要であると市町村が認めた就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には算定が可能です。船橋市の利用者については、事前に療育支援課にご相談ください。

(3)医療的ケア児を支援した場合の報酬の取り扱いについて

令和3年度報酬改定において、医療的ケア児を支援した場合の、医療的ケア区分に応じた基本報酬が創設されました。

この報酬を算定するには、基準人員に加えて、看護職員を配置する必要があります。

◎算定要件等の詳細については、下記の資料をご確認ください。

- ☞令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等デイサービス)の取扱い等について(令和3年3月23日厚生労働省事務連絡)
- ☞医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて(Vol.2)(令和3年5月19日厚生労働省事務連絡)

.....

(4)児童指導員等加配加算

常時見守りが必要な障害児に対する支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、従業者の加配を行っている場合に加算できます。

◎給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他従業者を常勤換算で1以上配置していること。

- | | | |
|---|---|-------------------------------|
| ① 理学療法士等を配置する場合
② 児童指導員等を配置する場合
③ その他従業者を配置する場合 | } | ※算定区分については
配置する職員の資格により異なる |
|---|---|-------------------------------|

※経過措置として障害福祉サービス経験者を配置する事業所においては、①又は②を算定する場合には、従業員の総数のうち児童指導員等又は保育士を常勤換算で2以上配置していること。

【資格の区分について】

- ① 理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(※1)
- ② 児童指導員等…児童指導員、手話通訳士、手話通訳者、厚生労働大臣が定める基準に適合する者(※2)
- ③ その他の従業者…上記以外の者

※1 厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員

次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(※3)

ロ 国立障害者リハビリテーションの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

※2 厚生労働大臣が定める基準に適合する者

次のいずれかに該当する者

イ 「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」修了者

ロ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園が実施する「強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)」修了者

ハ 「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」修了者

※3 船橋市においては、次のいずれかの要件を満たす者を該当者とみなします。

①公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士のいずれかの資格を有する者

②学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

区分の異なる職員で常勤換算 1 以上を満たす場合

理学療法士等と児童指導員等のように、算定区分が異なる職員の合計で常勤換算 1 以上を満たす場合は、以下のような取扱いとなります。

- ・理学療法士等＋児童指導員等で常勤換算 1 以上 ⇒児童指導員等の報酬を算定
- ・理学療法士等＋その他従業者で常勤換算 1 以上 ⇒その他従業者の報酬を算定
- ・児童指導員等＋その他従業者で常勤換算 1 以上 ⇒その他従業者の報酬を算定

《例1》月～金曜営業の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所(定員 10 名)の場合

職種	氏名	勤務形態	月	火	水	木	金	週勤務時間
保育士	A	常勤	9-18	9-18	9-18	9-18	9-18	40
児童指導員	B	非常勤	9-18	9-18			9-18	24
保育士	C	非常勤			9-18	9-18		16
児童指導員	D	常勤	9-18	9-18	9-18	9-18	9-18	40

サービス提供時間帯: 10:00～13:00、14:00～17:00

《確認事項(基準上必要な職員)》

- ・提供時間帯を通じて 2 名いるか⇒A・B・C・Dのいずれか 2 名が配置されているため適合
- ・配置職員の半数以上は児童指導員又は保育士であるか
⇒児童指導員と保育士のための配置のため適合

《確認事項(加配職員)》

- ・基準上必要な職員に加えて常勤換算 1 以上を満たしているか
⇒Dの配置により条件を満たしている(児童指導員のため「児童指導員等」の報酬を算定)

《例2》月～土曜営業の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所(定員 10 名)の場合

職種	氏名	勤務形態	月	火	水	木	金	土	週勤務時間
保育士	A	常勤	9-18	9-18	9-18	9-18	9-18		40
保育士	B	常勤	9-18	9-18		9-18	9-18	9-18	40
児童指導員	C	非常勤	9-18	9-18	9-18			9-18	32
児童指導員	D	非常勤			9-17	9-17	9-17		21
サービス提供時間帯: 10:00～13:00、14:00～17:00									
<p>《確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて2名いるか⇒A・B・C・Dのいずれか 2 人が配置されているため適合 ・配置職員の半数以上は児童指導員又は保育士であるか <p>⇒児童指導員と保育士のための配置のため適合</p>									
<p>《確認事項(加配職員)》</p> <p>基準上必要な職員に加えて常勤換算 1 以上を満たしているか</p> <p>⇒B+Cの配置(基準人員に含む日を除く)により条件を満たしている(理学療法士等+児童指導員等のため「児童指導員等」の報酬を算定)</p>									

.....

(5)専門的支援加算

理学療法士等又は児童指導員による支援が必要な障害児に対する支援及び障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、従業者の加配を行っている場合に加算できます。

◎給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士等又は児童指導員(児童発達支援のみ)を常勤換算で 1 以上配置していること。

- | | | |
|--------------------------|---|-----------------|
| ①理学療法士等を配置する場合 | } | ※算定区分については |
| ②児童指導員を配置する場合(※児童発達支援のみ) | | 配置する職員の資格により異なる |

【留意事項】

共通

・個別支援計画を作成していない障害児については算定できません。

児童発達支援

・保育士及び児童指導員で算定する場合は、保育士又は児童指導員としての資格を取得してから 5 年以上児童福祉事業に従事した経験が必要となります。

・理学療法士等+児童指導員で常勤換算 1 以上を満たす場合は、児童指導員等の報酬での算定となります。

放課後等デイサービス

- ・算定対象は理学療法士等のみで、児童指導員は対象となりません。
- ・理学療法士等のうち、保育士は算定対象となりません。

《例1》月～金曜営業の児童発達支援事業所(定員 10 名)の場合

職種	氏名	勤務形態	月	火	水	木	金	週勤務時間
保育士	A	常勤	9-18	9-18	9-18	9-18	9-18	40
児童指導員	B	非常勤	9-18	9-18			9-18	24
保育士	C	非常勤			9-18	9-18		16
保育士	D	常勤	9-18	9-18	9-18	9-18	9-18	40
※Dは保育士資格取得後 5 年以上の児童福祉事業での実務経験あり								
サービス提供時間帯: 10:00～13:00、14:00～17:00								
《確認事項(基準上必要な職員)》 ・提供時間帯を通じて 2 名いるか⇒A・B・Cのいずれか 2 名が配置されているため適合 ・配置職員の半数以上は児童指導員又は保育士であるか ⇒児童指導員と保育士のみの配置のため適合								
《確認事項(加配職員)》 ・基準上必要な職員に加えて常勤換算 1 以上を満たしているか ⇒Dの配置により条件を満たしている(保育士のため「理学療法士等」の報酬を算定) ・保育士の場合、資格取得後 5 年以上の実務経験があるか⇒適合								

《例2》月～金曜営業の放課後等デイサービス事業所(定員 10 名)の場合

※児童指導員等加配加算も算定する場合

職種	氏名	勤務形態	月	火	水	木	金	週勤務時間
保育士	A	常勤	9-18	9-18	9-18	9-18	9-18	40
児童指導員	B	非常勤	9-18	9-18			9-18	24
保育士	C	非常勤			9-18	9-18		16
保育士	D	常勤	9-18	9-18	9-18	9-18	9-18	40
理学療法士	E	非常勤	9-13	9-13	9-13	9-13	9-13	20
理学療法士	F	非常勤	14-18	14-18	14-18	14-18	14-18	20
サービス提供時間帯: 10:00～13:00、14:00～17:00								
《確認事項(基準上必要な職員)》 ・提供時間帯を通じて 2 名いるか⇒A・B・Cのいずれか 2 名が配置されているため適合 ・配置職員の半数以上は児童指導員又は保育士であるか ⇒基準人員は児童指導員と保育士のみの配置のため適合								

《確認事項(加配職員)※児童指導員等加配加算》

・基準上必要な職員に加えて常勤換算1以上を満たしているか

⇒Dの配置により条件を満たしている(保育士のため「理学療法士等」の報酬を算定)

《確認事項(加配職員)※専門的支援加算》

・基準上必要な職員＋児童指導員等加配加算の算定に必要な職員に加えて常勤換算1以上を満たしているか

⇒E及びFの配置により条件を満たしている

※放課後等デイサービスの場合、保育士や児童指導員では専門的支援加算は算定できないため、注意すること。

.....
(6)福祉専門職員配置等加算

福祉専門職員配置等加算等の人員配置に係る加算については、加算を申請した月だけでなく、算定する各月において、必要な人員配置を行い、加算の算定要件を満たす必要があります。職員の異動等があった場合には、加算の要件を満たす人員配置となっているか確認し、加算の要件が変更となる場合には、直ちに加算の変更の届出をしてください。

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)

児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所において児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。

福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所において児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。

福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

次のいずれかに該当する場合であること

- ① 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所において児童指導員若しくは保育士として配置されている従業者(常勤換算方法により算出)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。
- ② 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所において児童指導員若しくは保育士として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

※3年以上従事とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害福祉サービス事業所等で勤務した年数も勤続年数として含める。

.....

(7) 看護職員加配加算(※主として重症心身障害児を受け入れる事業所に限る)

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための体制を確保し、医療的ケア児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を行っている場合に加算できます。

※いずれの区分についても、医療的ケアが必要な障害児に対し支援を提供することができる旨を公表していることも要件となります。

看護職員加配加算(Ⅰ)

基準人員に加えて看護職員を常勤換算で1名以上配置しており、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であること。

看護職員配置加算(Ⅱ)

基準人員に加えて看護職員を常勤換算で2名以上配置しており、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であること。

.....

(8) 送迎加算

障害児に対して、居宅等と事業所等との間の送迎を行った場合に加算できます。

留意事項

- ・利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄り駅や集合場所まで行ったものについても算定が可能です。その場合、事前に保護者の同意を得て、特定の場所を定めておく必要があります。
- ・放課後等デイサービスについては、サービス提供時間が30分以下の場合であって基本報酬の算定ができない場合や、欠席時対応加算(Ⅱ)を算定している場合には、本加算は算定できません。
- ・放課後等デイサービスについては、通所する際の道路等の安全性、障害児の年齢や能力、公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して送迎の必要性を判断し、自ら通所することが可能な障害児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮すること。
- ・職員が付き添いし徒歩による送迎を行った場合は、送迎に係る経費は生じていないため、算定はできません。

☞平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A

(9)家庭連携加算

指定通所基準上置くべき従業者(直接処遇職員、児童発達管理責任者)が個別支援計画に基づきあらかじめ保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、(当該障害児1人につき)月4回を限度として加算できます。

※児童発達支援、放課後等デイサービスについては、居宅ではなく、保育所又は学校等の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことも、それが効果的と認められ、かつ保護者の同意を得た上であれば算定は可能となります。

.....

(10)事業所内相談支援加算

事業所の従業者が、事業所内等の相談援助に適した場所において、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に(当該障害児1人につき)月1回に限り加算できます。

事業所内相談支援加算(Ⅰ)(個別相談の場合)

相談援助を個別に行った場合に加算できます。

※同一日に家庭連携加算又は事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合には算定不可

事業所内相談支援加算(Ⅱ)(グループの場合)

相談援助を、当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に加算できません。

※同一日に家庭連携加算又は事業所内相談支援加算(Ⅰ)を算定している場合には算定不可

※相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数える。

留意事項

- ・相談援助が30分に満たない場合は算定できません。
- ・相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。
- ・相談援助の内容から、障害児を同席することが望ましくない場合等、保護者のみを対象としても障害児への療育に関する相談援助が可能な場合は、保護者のみに相談援助を行うことをもって算定が可能です。
- ・障害児に事業所において支援を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も、算定は可能です。ただし、当該障害児に支援を提供していない月においては算定できません。

(11)利用者負担上限額管理加算

事業所が給付決定保護者から依頼を受け、当該給付決定保護者の負担額合計額の管理を行った場合に加算できます。(利用者が複数事業所をその月に利用している必要あり。)

※就業前の障害児の通所支援無償化により利用額負担額が 0 円となる利用者については、本加算の対象外となります。

.....

(12)欠席時対応加算

欠席時対応加算(Ⅰ)

以下の要件をすべて満たす場合に、(当該障害児1人につき)月4回を限度として加算できます。(重症心身障害児を支援する事業所において、定員充足率が80%未満の場合には8回を限度。)

- ① 障害児が利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日(2営業日前まで)に中止の連絡があった場合
- ② 事業者が電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続きサービス等の利用を促すなどの相談援助を行う
- ③ 当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録する
※直接の面会や自宅への訪問等は要しません。
※同日に別事業所を利用した場合、本加算は算定できません。

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
・欠席することが3日以上前からわかっている。	・予め利用者が欠席することが判明していた場合には、算定できません。
・相談援助の記録がない、もしくは不足している。	・当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録することが加算の算定要件になっておりますので、記録がない場合には加算の返還等を求めることがあります。算定する場合には、必ず記録をとり、障害児の状況・相談援助の内容等を明らかにしてください。 ・当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録するのはもちろんですが、受付日や対応した職員名等についても併せて記録するようにしてください。

欠席時対応加算(Ⅱ) ※放課後等デイサービスのみ

障害児が事業所を利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用したサービスの提供時間が30分以下となった場合において、事業所が当該障害児の状況、提供した支援内容等を記録した場合に加算できます。

欠席時対応加算(Ⅱ)における留意事項

・障害児の当日の急病等、利用日の前日までに事業所が把握できなかった事情により利用を開始したものの、その利用を中止した場合のみ算定が可能です。

・本来 30 分以上の利用を予定している障害児が、急病等で 30 分以下の利用となった場合を想定するものであり、障害の特性により 30 分を超えた利用ができない場合には、算定対象とはなりません。30 分以下の支援が必要な障害児については、各市町村にご相談ください。

・「30 分以下」の時間は、従業者による支援(急遽体調不良になった障害児が休憩しているときの見守り等を含む)の時間を指し、送迎中の時間は含みません。

・個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた障害児については、本加算を算定せず、基本報酬を算定すること。

(13)特別支援加算

特別支援加算は以下の要件をすべて満たす場合に算定できます。

① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員(※1)、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了したものを配置すること。
② 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。
③ 加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。
④ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて特別支援計画の見直しを行うこと。
⑤ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、保護者及び加算対象児に対し、特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。
⑥ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

※1 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

留意事項

◎児童指導員等加配加算又は専門的支援加算により、理学療法士等(保育士を除く。)を配置している場合や、重症心身障害児を通わせる事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練を行う場合には本加算は算定できません。

(14)強度行動障害児支援加算

強度の行動障害を有する児童(給付決定を行う市町村が認定)に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した者が支援を行った場合に加算できます。

※重症心身障害者を受け入れる事業所は算定できません。

※研修修了者について常勤要件はないが、算定を行う日においては研修修了者が勤務をし、強度行動障害児の支援に携わっていることが必要となります。

.....

(15)個別サポート加算

著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児や虐待等の要保護・要支援児童に対して支援を行った場合に加算できます。

個別サポート加算(Ⅰ)

厚生労働大臣が定める基準(※)に適合する心身の状態にある児童に対し支援を行った場合に加算できます。(重症心身障害児を除く)

※基準の詳細については、関係通知を参照してください。

※船橋市においては本加算の該当者について、受給者証の「(二)障害児通所給付費の給付決定内容」欄に「個別サポート加算(Ⅰ)該当」と印字されています。(放課後等デイサービスについては、「放課後等デイサービス指標該当 有」の児童も本加算の対象となります。)詳しくは療育支援課にお問い合わせください。

☞**令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に係る調査方法等について(令和3年3月29日事務連絡)**

個別サポート加算(Ⅱ)

要保護児童又は要支援児童について、保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携して支援を行う必要があるものに対し、以下の要件を全て満たし支援を行った場合に加算できます。

①連携先機関等と、加算を算定する障害児が要支援児童等であるとの認識や、要支援児童等への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。共有は年に1回以上行い、その記録を文書で保管すること。

※連携機関等との情報共有の記録については、事業所と連携先機関等の双方で共有する必要があるため、単に事業所において口頭でのやり取りをメモして保管するだけでは対象とはなりません。

②①のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていることについて、個別支援計画に記載し、保護者の同意を得ること。

個別サポート加算(Ⅱ)における留意事項

◎連携先機関等と連携した手厚い支援の必要性については、事業所が必要と判断した場合でも、連携先機関等が必要ないと判断した場合には、本加算の算定対象としての要支援児童等には該当しません。

◎②の同意を保護者に求めることは、一方的に当該障害児が要支援児童等に該当することや、障害児の養育環境等の問題等について伝えることになる恐れもあるため、保護者の心情に十分留意し相談援助を行う等、信頼関係を構築していく必要があります。信頼関係を築けていないまま同意を求めることは、かえって要支援児童等への支援を困難にすることも想定されるため、行わないようにすること。

※本加算の算定にあたっては、厚生労働省の事務連絡についても必ずご確認ください。

☞個別サポート加算(Ⅱ)の取扱いについて(令和3年3月31日事務連絡)

(16)延長支援加算

運営規程に定める営業時間(送迎のみを実施する時間を除く)が8時間以上であり、利用者に対して、個別支援計画等に基づき、営業時間を超えて支援を提供した場合に加算できます。なお、延長時間帯には、直接処遇職員を1名以上配置している必要があります。

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
・延長支援について、個別支援計画に位置づけられていない。	・延長支援加算を算定する場合には、個別支援計画に基づいた支援である必要があります。

(17)医療連携体制加算

医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合や、介護職員等に痰の吸引等に係る指導を行った場合等に加算できます。(医療的ケア区分に応じた基本報酬、重症心身障害児に対しての支援による基本報酬を請求する場合は算定不可。)

区分	加算要件
I	医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して障害児(8人を限度)に対して看護を行った場合(1時間未満)
II	医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して障害児(8人を限度)に対して看護を行った場合(1時間以上2時間未満)
III	医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して障害児(8人を限度)に対して看護を行った場合(2時間以上)

Ⅳ	医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする障害児に看護を行った場合(4時間未満)
Ⅴ	医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする障害児に看護を行った場合(4時間以上)
Ⅵ	医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等の指導を行った場合
Ⅶ	認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により喀痰吸引等を行った場合

留意事項

◎本加算に係る業務について、あらかじめ医療機関等と委託契約を締結し、看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこと。

◎障害児の主治医から看護の提供等に係る指導等に関する指示を受けること。この指示については利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。

※当該障害児の主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、当該障害児の主治医以外の医師の指示であっても可能。

◎障害児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。

◎看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。

◎看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担すること。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。(「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日付け保医発0331002号厚生労働省保険局医療課長通知)を参照)

◎(Ⅳ)及び(Ⅴ)における1日あたりの訪問時間については、連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものになります。

対象の障害児数について

医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)について、看護職員1人が看護することが可能な障害児数は、以下の通りとなります。

①(Ⅰ)から(Ⅲ)を算定する障害児全体で8人まで算定可能。

②(Ⅳ)及び(Ⅴ)を算定する障害児全体で8人まで算定可能。

※①と②については合算する必要はなく、それぞれについて8人を限度に算定が可能です。

(18) 保育・教育等移行支援加算

障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1 回を限度として加算できます。

留意事項

◎次のいずれかに該当する場合には算定はできません。

- ・ 病院又は診療所へ入院する場合
- ・ 他の社会福祉施設へ入所する場合
- ・ 幼稚園を除く学校教育法第1条に規定する学校(小学校、中学校等)へ入学する場合
- ・ 死亡退所の場合

◎加算の対象となる移行支援及び相談援助を行った場合には、日付及びその内容の要点に関する記録を行うこと。

《移行支援の具体例》

- ① 具体的な移行を想定した子どもの発達評価
- ② 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価
- ③ 具体的な移行先との調整
- ④ 家族への情報提供や移行先の見学調整
- ⑤ 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達
- ⑥ 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達
- ⑦ 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整
- ⑧ 移行先の受け入れ体制づくりへの協力
- ⑨ 相談支援等による移行先への支援
- ⑩ 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流

(19) 関係機関連携加算

関係機関連携加算(Ⅰ)

障害児が通う保育所その他関係機関と連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、当該障害児に係る個別支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、以下の要件を満たす場合 1 月に 1 回を限度として加算できます。また、以下の要件を満たす必要があります。

① 保育所その他関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるため、③の会議に留まらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。
② 障害児が複数の事業所で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。
③ 個別支援計画に関する会議(※)の開催に当たっては、障害児が通う関係機関が参加すること。また、障害児やその家族等も出席するよう努めること。なお、障害児等が出席できない場合においても、意見を聴取し、その内容を個別支援計画に反映させるよう努めること。 ※テレビ電話装置等を活用して行うことも可能。
④ ③の会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、個別支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、個別支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが保護者にわかるよう留意すること。
⑤ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び個別支援計画に反映させるべき内容を記録すること。

関係機関連携加算(Ⅱ)

障害児が就学予定の小学校、特別支援学校の小学部又は就職予定の企業等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として加算できます。また、以下の要件を満たす必要があります。

① 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。
② 就学時の加算とは、小学校又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであること。
③ 就職時の加算とは、企業等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続支援A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。
④ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を、保護者に同意を得たうえで、就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。
⑤ 連絡先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。

(20) 福祉・介護職員処遇改善加算

職位・職責・職務内容に応じた任用要件等の整備をしたうえで、福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉介護職員に周知している場合に算定できます。

算定要件

加算区分	算定要件
(Ⅰ)	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと
(Ⅱ)	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと
(Ⅲ)	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと

対象となる職種

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員

キャリアパス要件

- Ⅰ…職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること
- Ⅱ…資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること
- Ⅲ…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

職場環境等要件

賃金改善以外の処遇改善(職場環境の改善など)の取組みを実施すること

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
・処遇改善計画について、従業員に周知されていない。	・福祉・介護職員処遇改善計画書は、 <u>毎年度当該計画を市に提出する際に、全ての福祉介護職員に周知しなければいけません。</u> 周知の方法は文書での配布や掲示等が想定されます。 ・市に提出した計画書を訂正した場合は、修正した計画を再度周知することが必要です。
・職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系が整備されて	・この場合には、処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定することはできません。作成にあたっては、「介護保険事業を運営する社会福祉法人における職員のキャリアパスの構築にむけて～キャリア

いない。	パスガイドライン～」(全国社会福祉施設経営者協議会)等を参考にしてください。
・対象とならない職員に対して賃金改善を行っている。	・事務員等対象とならない職員に関しては、当該加算による賃金改善の対応とはなりません。(対象となる職種を兼務している場合は除く。)

.....

(21)福祉・介護職員等特定処遇改善加算

現行の福祉・介護職員処遇改善加算に加え、更なる処遇改善を行うことを目的として、令和元年10月に新たに創設されました。経験・技能のある障害福祉人材の処遇改善に重点をおき、職員への配分ルールが細かく定められております。

加算区分

加算区分	算定要件
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	下記の要件 a から d 全てを満たすこと。
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	下記の要件 a から c 全てを満たすこと。

要件

a	処遇改善加算要件	現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 ※現行の福祉・介護職員処遇改善加算と福祉・介護職員特定処遇改善加算を同時に申請することは可
b	職場環境等要件	届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。この処遇改善については、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の6つの区分から3つの区分を選択し、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。
c	見える化要件	障害福祉サービス等情報公表制度や事業者のホームページを活用し、当該加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、外部から見える形で公表すること。
d	配置等要件	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを算定していること。

賃金改善の対象となるグループ

No.	グループ	対象となる人材等
(A)	経験・技能のある障害福祉人材	所属する法人等における勤続年数が10年以上の職員を基本としつつ、事業者が設定する基準に該当する者 例) 勤続年数10年以上の介護福祉士、サービス管理責任者
(B)	他の障害福祉人材	(A)に該当しない障害福祉人材
(C)	その他の職種	障害福祉人材以外の職員

配分方法

①	(A)のうち、1事業所に1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。(※1)	
②	(A)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、(B)の賃金改善に要する費用の見込額を上回ること。	⇒配分比率が (A) > (B) ≥ (C) × 2 となるように配分すること。
③	(B)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、(C)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。(※2)	
④	(C)の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。(※3)	

(※1) 以下の場合については、例外的に賃金改善が困難なものとして、対象者がいない場合であっても認められる。

- ・小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
- ・職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに1人の賃金を引き上げることが困難な場合
- ・賃金改善を行うに当たり、事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確にすることが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合

(※2) (C)の平均賃金額が(B)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りではない。

(※3) 賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合には、当該職員はこの加算の対象とはならない。

.....

(22) 福祉・介護職員等ベースアップ支援加算

令和4年10月より、令和4年度障害福祉サービス等報酬改定が行われ、福祉・介護職員の収入を3%程度(月額9,000円相当)引き上げるための措置を講じるため、「福祉・介護職

員等ベースアップ等支援加算」が創設されました。

要件

①	賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。
②	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

◎処遇改善加算等の詳細については、下記ホームページをご確認ください。

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支援事業者等 > 障害福祉サービス事業者の指定・変更 > 福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算について(障害福祉サービス事業等)

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/002/07/p051559.html

.....

(23) 児童発達支援管理責任者欠如減算

指定基準に定める児童発達支援管理責任者の配置がされていない場合、その翌々月から児童発達支援管理責任者の欠如が解消されるに至った月までの間、減算を行います。

- ・減算適用 1 月目から 4 月目 所定単位数の 70%を算定
- ・減算適用 5 月目以降 所定単位数の 50%を算定

例) 令和 5 年 11 月 10 日から児童発達支援管理責任者が欠如し、令和 6 年 7 月 1 日に児童発達支援管理責任者の欠如が解消された場合

年	令和 5 年		令和 6 年						
	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
減算			70%	70%	70%	70%	50%	50%	50%

⇒令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの期間が減算となります。

.....

(24) 個別支援計画未作成減算

個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの、下記①から②のいずれかに該当する障害児について減算を行います。

- ① 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。
- ② 指定通所基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。

- ・減算適用 1 月目から 2 月目 所定単位数の 70%を算定
- ・減算適用 3 月目以降 所定単位数の 50%を算定

例) 令和 5 年 11 月から個別支援計画が作成されず、令和 6 年 7 月に計画が作成された場合

年	令和 5 年		令和 6 年						
	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
減算	70%	70%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	

⇒令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの期間が減算となります。

(25) その他減算措置について

開所時間減算

運営規程に定められている営業時間が 6 時間未満の場合減算となります。

- ・開所時間 4 時間未満→所定単位数の 70%を算定
- ・開所時間 6 時間未満→所定単位数の 85%を算定

※放課後等デイサービス事業所については、学校休業日における営業時間が対象となります。(放課後等デイサービス事業所で授業終了後に行う場合については開所時間減算の適用はありません。)

※送迎のみを実施する時間は含まれません。

身体拘束廃止未実施減算(再掲)

身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じていない場合、1 日につき 5 単位が減算となります。

※②～④に係る減算は令和 5 年 4 月から適用となります。

自己評価結果等未公表減算(平成 31 年 4 月から適用開始)

自己評価結果等(質の評価及び改善の内容)の公表が適切に行われていない場合、所定単位の 85%を算定することとなります。

6. その他の基準等

(1)変更の届出

事業所情報に変更があった場合、下記の通り変更の届出が必要なものについては、必ず変更後 10 日以内に届出をお願いします。

《変更届が必要なもの》

①事業所の名称及び所在地(※1)
②法人の名称及び所在地
③代表者の氏名及び住所
④事業所の平面図(事業所の面積の増減も含む)
⑤事業所の管理者の氏名及び住所
⑥事業所の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所
⑦主たる対象者
⑧運営規程
⑨定員(※2)

上記の①～⑨に該当する変更がありましたら、必ず変更届を提出してください。

(※1)通所系事業所において事業所の移転をする際は、事前に移転後の物件について消防法令適合状況の確認申請を行っていただく必要があります。

(※2)定員を増やす際は、変更届の提出ではなく、変更申請書を変更予定日の前月の 15 日までに提出し、市の可否決定を受ける必要があります。

◎変更届の提出書類は、市ホームページに記載されている提出書類一覧表に記載されている変更内容に応じて、必要な書類を全て提出してください。

変更内容に関わらず提出が必要となる共通書類について、各障害児通所支援事業等によつて該当する指定に関する各「付表」(下記※1)が提出されていないケースが散見されます。

当該書類はサービスごとに様式が異なりますので、今一度ご確認ください。

共通書類	変更届出書(第5号様式)
	障害児通所支援事業等変更届(児童福祉法第34条の3関係)(第2号様式)
	各障害児通所支援事業等によつて該当する指定に関する各「付表」(※1)

※変更届の提出書類について、様式等が随時更新されますので、変更があった際はその都度必要な書類をHPで確認したうえで書類を提出してください。

※今回の集団指導に併せて、過去に変更届の提出が必要となる変更があった際に変更届が提出されているかを再度ご確認ください。変更届が提出されていない場合は、過去分の変更についても変更届を早急に提出してください。

●指定障害児通所支援事業者等の指定(更新)・変更・廃止等 申請書類等ダウンロード(市ホームページ)
 トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支援事業者等 > 障害児通所支援事業者等の指定・変更 > 指定障害児通所支援事業者等の指定(更新)・変更・廃止等 申請書類等ダウンロード
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/002/07/p068525.html

主な指摘事項等

基準違反内容等	指摘事項等
・管理者等が変更になっているにも関わらず、変更届が提出されていない。	・変更があった10日以内に変更届を提出してください。 ・過去の変更についても、変更届が提出されていないことが判明した時点で早急に提出をしてください。
・事業所の改装等により、指導訓練室の配置や面積が変更になったが、変更届が提出されていない。	・事業所のレイアウトを変更した際も変更届が必要となります。 ・変更届が提出されないまま、実地指導の際に、変更した指導訓練室の面積が足りないことが判明したケースもございますので、変更があった際は必ず変更届を提出してください。

(2)加算の届出

新たに加算を算定する場合(算定される単位数が増えるもの)

利用者や相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始します。

例)11月15日に届出がされた場合⇒12月1日から算定を開始

11月16日に届出がされた場合⇒1月1日から算定を開始

加算等が算定されなくなる場合

加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出てください。

加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定をすることはできません。

(3)届出書類等の提出期限

種類	期限
指定申請	指定を受ける前月の15日まで ※通所系の事業所については、指定を受ける前々月の15日までに消防法令適合状況確認申請書を提出する。
変更申請 (定員を増やす場合)	定員を増加する前月の15日まで
変更届(上記以外の場合)	変更事項が発生してから10日以内
体制届(加算)	
新たに算定する場合	加算を算定する前月の15日まで
取上げる場合	加算が算定できなくなることが明らかになり次第提出
廃止・休止届	廃止・休止を予定している月の1月前まで(廃止・休止は原則月末付け) 例)12月31日付で廃止の場合 ⇒1月前の11月30日までに提出 ※また、廃止・休止届を提出時に利用者がある場合、利用者対応記録リストも併せて提出が必要
再開届	再開した日から10日以内に提出

.....

(4)虐待の未然防止・早期発見について

職員の通報義務について

虐待の通報については義務化されており、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています。この規定は虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

また、公益通報者保護法により、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして(①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があることの要件等)公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

【公益通報者に対する保護規定】

- ①解雇の無効
- ②その他不利益な取扱い(降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等)の禁止

☞ **障害者虐待防止法**

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法 の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

研修の実施

虐待防止に係る研修の実施にあたっては、通報義務の徹底についても周知してください。

また、管理者等の事業所責任者については、千葉県等が実施する外部研修等への積極的な参加に努めてください。

7. 連絡事項等

(1)メールアドレスや電話番号を変更する場合

現在、指導監査課では、情報発信等を電子メールにて実施しております。今後、事業所にて使用しているメールアドレスや電話番号を変更する場合には、下記の内容をメールにて指導監査課あて送付していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○件名:事業所名、メール登録、事業所番号(10桁)、変更

○本文:①事業所名称②サービス名③変更後のメールアドレス・変更日④担当者名・連絡先

(2)消防法令適合状況の確認について

障害福祉サービス事業等の運営に当たっては消防法令の遵守が必要であり、指導監査課において消防法令の適合状況を確認させていただくため、新たに下記対象サービスの指定申請及び事業所移転を行う際には、事前に事業者から指導監査課へ消防法令の適合状況確認申請をしてください。

また、確認申請後に、指導監査課が消防局予防課に消防法令適合状況について照会を行い、その結果を申請者に通知します。**消防法令の不適合事項が認められた場合、当該事項の改善が行われるまでは、指定等を行いません。**

対象サービス

・障害児通所支援事業

児童発達支援(児童発達支援センター含む)、医療型児童発達支援、
放課後等デイサービス

確認申請書類

・消防法令適合状況確認申請書

・平面図(フロア及び居室用途がわかるもの)

確認申請期日

事業開始日又は事業所移転日の前々月の15日まで(15日が閉庁日の場合は直前の開庁日)
(例:4月1日に事業開始する場合は、2月15日までに指導監査課に申請)

【消防法令の適合状況確認申請について(障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所・地域生活支援事業所等)(市ホームページ)】

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支援事業者等 > 法改正・制度等に関する情報 > 消防法令の適合状況確認申請について(障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所・地域生活支援事業所等)
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/002/03/p050323.html

(3)文書の取扱いについて

書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業所等は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができるようになりました。

電磁的記録について

①電磁的記録による作成

電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法

②電磁的記録による保存

電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法(スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を含む)

電磁的方法について

①電磁的方法による交付(基準省令第9条の規定等に準じた方法によること。)

②電磁的方法による同意

電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等

③電磁的方法による締結

利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。

【参考】

・押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)

・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に係るQ&A(VOL.5) 問1～7

.....

(4)業務管理体制の整備について

平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務づけられております。

業務管理体制の整備については、指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ(次表参照)、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

【整備する業務管理体制】

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 // 主たる事業所の所在地 // 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注1)の氏名、生年月日
事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注2)の概要
事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注1)法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注2)業務が法令に適合することを確保するための規程

※事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所等と数えます。事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば、同一の事業所で、生活介護事業所と就労継続支援B型事業所の指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

【届出先】

区分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
③ すべての事業所等が同一指定都市(中核市)内に所在する事業者	指定都市、中核市
④ ①から③以外の事業者	都道府県

※届出先の区分が変更になる場合には、変更前の届出先に、区分が変更になる旨の届出をすることも必要です。

(5)業務管理体制の確認検査について

業務管理体制の届出内容の確認を行うため、船橋市障害福祉サービス事業者等業務管理

体制確認検査実施要綱に基づき、一般検査と特別検査を実施しております。

一般検査	業務管理体制の整備の届出先が船橋市となる事業者に対し、概ね 6 年に 1 回の頻度で、書類の提出又は事業者本部等への立入等により実施する。
特別検査	業務管理体制の整備の届出先が船橋市となる事業者において、指定等取消処分相当の事案が発覚した場合に、事業者本部等への立入等の方法により実施する。

(6)障害福祉サービス等情報公表制度について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成 30 年 4 月 1 日に施行され、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度が創設されました。

本制度では、サービスを利用する障害児者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を公表することにより、質の高いサービスの提供が促されること、そして事業者にとっても、自らが提供する障害福祉サービス等の内容や運営状況等に関して、利用者等による適切な評価が行われ、より良い事業者が選択されることを目的とします。

本制度は、事業者から「障害福祉サービス等情報」を市へ報告することが義務付けられております。「障害福祉サービス等情報」とは、下記の表のとおりとなっております。

	障害福祉サービス等情報の区分	報告内容	根拠法令
障害福祉サービス等情報	基本情報	・法人の名称・所在地 ・事業所の名称・所在地 ・管理者の氏名、事業所の財務状況等、従業員の数、その他	・障害者総合支援法施行規則の別表第 1 号 ・児童福祉法施行規則別表第 2
	運営情報	・利用者の権利擁護、サービスの質の確保への取組 ・相談・苦情等への対応、その他	・障害者総合支援法施行規則の別表第 2 号 ・児童福祉法施行規則別表第 3

「障害福祉サービス等情報」の報告及び公表は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」上において行われます。

公表した障害福祉サービス等情報のうち法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについては、修正又は変更があったときに、速やかに市に報告を行い、その他の情報については、年に 1 回の定期的な報告を行

ってください。

【障害福祉サービス等情報公表制度について（市ホームページ）】

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 障害福祉サービス・障害児
通所支援・地域生活支援事業者等 > 法改正・制度等に関する情報 > 障害福祉サービス
等情報公表制度について

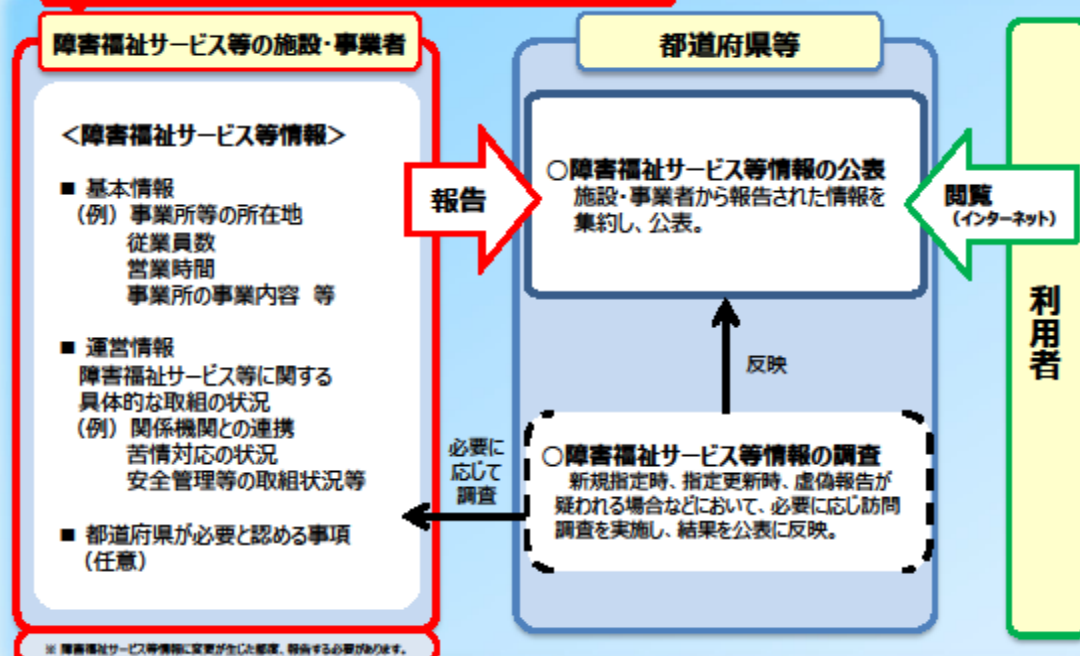
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/002/03/p063006.html

障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

! 障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります



○ 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

1. 居宅介護	6. 生活介護	11. 自立訓練（生活訓練）	16. 就労定着支援	21. 地域相談支援（定着）	26. 放課後等デイサービス
2. 重度訪問介護	7. 短期入所	12. 宿泊型自立訓練	17. 自立生活援助	22. 福祉型障害児入所施設	27. 居宅訪問型児童発達支援
3. 同行支援	8. 重度障害者等包括支援	13. 就労移行支援	18. 共同生活援助	23. 医療型障害児入所施設	28. 保育所等訪問支援
4. 行動支援	9. 施設入所支援	14. 就労継続支援 A 型	19. 計画相談支援	24. 児童発達支援	29. 障害児相談支援
5. 療養介護	10. 自立訓練（機能訓練）	15. 就労継続支援 B 型	20. 地域相談支援（移行）	25. 医療型児童発達支援	